

長野県地方税滞納整理機構告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67条）第292条において準用する同法第235条第1項の規定により、長野県地方税滞納整理機構指定金融機関を次のとおり指定します。

平成23年1月4日

長野県地方税滞納整理機構
広域連合長 阿 部 守 一

- 1 名 称 株式会社八十二銀行
- 2 所 在 地 長野市大字中御所字岡田178番地8
- 3 取扱事務 公金の収納及び支払